

## 第22期第14回檜山海区漁業調整委員会 記録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和5年7月3日 14時

場 所 江差町 檜山振興局 3階 301号会議室

### 2 出席委員氏名

工藤 幸博、花田 英一、田畑 明、加藤 元、久貴谷 英二、田中 義人、  
松崎 敏文、石橋 満、市山 智敏、齊藤 誠、辻 裕樹、工藤 智司  
(欠席委員氏名：成田 直彦、厂原 勝彦、水野 諭)

### 3 臨席者氏名

檜山振興局産業振興部水産課 佐々木水産課長、村山漁業管理係長、土門技師

### 4 事務局氏名

日光事務局長、駒形主事

### 5 議事事項

議案第1号 第15次定置漁業権の漁場計画素案について

議案第2号 檜山海区漁業調整委員会が保有する個人情報保護に関する規程の廃止及び個人情報保護に関する法律の施行に関する檜山海区漁業調整委員会規程の制定について

議案第3号 北海道情報公開条例の施行に関する檜山海区漁業調整委員会規程の一部改正について

### 6 報告事項

(1) 檜山海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について

(2) 檜山海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について

### 7 議事の顛末

日光局長： ただ今より、第22期第14回檜山海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、工藤会長からご挨拶申し上げます。

工藤会長： (略)

日光局長： 本日の委員会にご臨席いただいている来賓をご紹介します。  
檜山振興局水産課の佐々木課長、村山漁業管理係長、土門技師です。  
この後は、工藤会長に会議を進行していただきます。  
会長から出席人員の報告をお願いします。

工藤会長： 人員報告をいたします。

本日の出席委員は、委員定数15名中12名の出席で規定数を満たし

工藤会長： ているので、委員会は成立いたします。

日光局長： 続いて、議事録署名委員の選出をお願いします。

工藤会長： 議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、田畑委員と加藤委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号の「第15次定置漁業権の漁場計画素案について」を上程します。

事務局から説明させます。

日光局長： 議案第1号の「第15次定置漁業権の漁場計画素案について」ご説明します。

資料1-1をご覧ください。

令和5年6月22日付けで檜山振興局長から当海区に対し、定置漁業権漁場計画素案に係る協議がありました。

定置漁業権の草案につきましては、1月26日開催の小委員会及び海区委員会でご審議いただき、特段意見等ない旨回答しましたが、その後、水産林務部から檜山振興局に対し、当該草案への回答がありました。

資料1-3、「第15次定置漁業権漁場計画（素案）」と書かれた資料をご覧ください。

まず、現在、特別採捕許可を受け、採算性等の調査を実施している箇所への漁場の移設を行うとした「乙さけ定第1号」ですが、移設箇所が突符川河口であり、その突符川は、令和4年に補完河川化、令和5年には、さけ稚魚の放流数を増加するなど、捕獲・採卵の強化を進めている現状から、現時点での漁業権設定は認められないとの回答がありました。

本回答を踏まえ、檜山振興局と関係者との間で協議した結果、「乙さけ定第1号」は廃続し、その代替である「新乙さけ定第3号」につきましては、漁場計画から削除することとなりました。

なお、漁場計画からは削除されますが、特別採捕許可による親魚捕獲への影響調査等につきましては、継続して実施予定であることを申し添えます。

今般の乙さけ定第1号の廃続に伴い、現行の乙さけ定第2号は乙さけ定第1号へ、乙さけ定第3号は乙さけ定第2号へ、乙さけ定第4号は乙さけ定第3号へ、乙さけ定第5号は乙さけ定第4号へそれぞれ番号が繰り上がります。

次に、身網の数を1個から2個以下に増加したいとした「乙さけ定第2号（新乙さけ定第1号）」ですが、「身網の数を増やす必要性や増やした身網の敷設位置等の内容を具体的に整理すること」並びに「隣接する渡島海区漁業調整委員会と協議を行うこと」との回答がありました。

本回答を踏まえ、檜山振興局において、必要性等を整理し、水産林務部に対し回答します。今後、回答内容にて問題ない旨水産林務部より回

日光局長：答が得られましたら、委員会として、渡島海区漁業調整委員会と協議を進めたいと考えておりますが、具体的な協議の進め方については渡島海区漁業調整委員会と相談のうえ行ってまいります。

最後に、新設の「大さけ定第2号」ですが、「さけ・ます増殖事業団体を含めた管内の漁業調整結果を整理すること」並びに「隣接する渡島海区漁業調整委員会と協議を行うこと」との回答がありました。

こちらについても、乙さけ定第2号（新乙さけ定第1号）同様、檜山振興局において、管内の漁業調整結果を整理し、水産林務部に対し回答します。

今後、回答内容にて問題ない旨水産林務部より回答が得られましたら、こちらでも、渡島海区漁業調整委員会と協議を進めたいと考えております。

資料1-4、「檜山海区定置漁場図」の10ページをご覧ください。

こちらは、新設の「大さけ定第2号」の漁場図ですが、特別採捕許可で設置した施設規模を鑑み、漁場の測量を実施した結果、当初要望の「柵長500メートル」を「柵長600メートル」に変更しております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

なお、先ほど13時30分から開催しました漁業権切替小委員会での協議では、特段、意見がなかったことを報告いたします。

また、本日の委員会で決定されますと、水産林務部へ素案が提出されることとなりますが、スケジュール的に厳しい状況にありますことから、委員の皆様のご了承が頂ければ、水産林務部との素案協議の結果、素案の内容で問題ない旨回答があった場合、今回の素案をそのまま「振興局最終案」とし、委員会への最終案の協議は省略したい旨、檜山振興局より提案がなされております。

この点も含めまして、定置漁業権漁場計画素案並びに今後の事務の進め方につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。  
これより審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第1号の内容について、異議のない旨、決定してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

次に、議案第2号の「檜山海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する檜山海区漁業調整委員会規程の制定について」並びに報告事項（1）の「檜山海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について」は関連がありますので、一括して上程します。

工藤会長： 事務局から説明させます。

日光局長： 議案第2号の「檜山海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止について」を資料2-1により、「個人情報の保護に関する法律の施行に関する檜山海区漁業調整委員会規程」の制定についてを資料2-2により、関連して報告事項(1)の「檜山海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について」を資料4により、それぞれ、ご説明いたします。

初めに、当委員会が定める関係規程については、全て国や北海道の関係法令や規則等を準用することになっております。

今回は、北海道の個人情報保護に関する条例が廃止になったことから、この条例を基に制定している当海区の規程も廃止することとし、今後は、国の個人情報の保護に関する法律に基づき新たに制定するものであります。

資料2-1が廃止に係る告示文書ですが、委員会です承された後、決裁を経て施行されます。

資料2-2が新たに国の個人情報の保護に関する法律に基づき制定される規程ですが、これも、委員会です承された後、決裁を経て施行されます。

資料4につきましては、国の個人情報の保護に関する法律に基づき新たに制定された規程に併せて、要綱の記載の内容が改正されるものでありまして、アンダーラインにより、改正された箇所が一目で判る様、新旧対照表にして添付してございますので、後ほど、お目通し願います。

以上、大変簡単ではありますが、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。  
これより審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第2号の内容について、異議のない旨、決定してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

工藤会長： 次に、議案第3号の「北海道情報公開条例の施行に関する檜山海区漁業調整委員会規程の一部改正について」並びに報告事項(2)の「檜山海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について」は、関連がありますので、一括して上程します。

事務局から説明させます。

日光局長： 議案第3号の「北海道情報公開条例の施行に関する檜山海区漁業調整委員会規程の一部改正について」を資料3により、関連して報告事項(2)の「檜山海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について」を資料5により、それぞれ、ご説明いたします。

この度、北海道情報公開条例とともに道の関係規則が改正されたことから、当委員会の規程も改正し、併せて、この規程に基づき定めている事務取扱要綱も改正するというものです。

具体的には、資料3の新旧対照表の中段にありますとおり、「北海道情報公開・個人情報保護審査会」への報告という事項が新たに追加されるなどしております。

また、資料5の事務取扱要綱は、取扱いに配慮すべき個人情報の明確化を図るため、関係条項の追加や修正による一部改正を行うものでして、アンダーラインにより、改正された箇所が一目で判る様、新旧対照表にして添付してございますので、後ほど、お目通し願います。

以上、大変簡単ではありますが、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願います。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。  
これより審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第3号の内容について、異議のない旨、決定してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。  
以上で、本日の委員会の議事は終了です。  
ご意見などが無ければこれで閉会したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

委員一同： (意見等なし)

工藤会長： それでは事務局から、次回の開催予定について、報告願います。

日光局長： 次回の委員会は、8月3日(木)を予定しております。  
よろしく願います。

工藤会長： 本日の委員会は、これもちまして終了します。